

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年12月20日（平成29年（行個）諮問第190号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行個）答申第200号）

事件名：北海道管区行政評価局が受信した本人からのインターネットによる行政相談のメールの開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月28日付け北海相第136号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、特定年月日Aに北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによる行政相談のメールの開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

共用ドライブの北海道管区110番に保存されている特定年月日A特定曜日特定時刻に当局が受信した審査請求人以外からのインターネットによる行政相談のメールが開示されたから。

特定年月日Bに相談対応票が開示された時に、特定職員Aはメールを開示してほしいという請求がなかったので開示文書にしなかったと主張していた。審査請求人は電話受理対応票？の開示を請求していたので、メールの存在を知らないで審査請求人はメールの開示を請求できるはずがない。後日、別件で、相談対応票の実質的な添付資料であるという答申が出て、特定年月日C付け特定文書番号A北海道管区行政評価局通知で追加開示されたものは、同時刻受信で、共用ドライブの行政苦情110番に保存されていたものであり、フラグがない。特定職員Aは、他の人のメールを審査請求人のメールと主張していた。

（2）意見書

審査請求人は、メールを送信していないので、特定職員Aのねつ造し

たメールである。

本件メール（文書1）は、特定年月日A特定曜日特定時刻送信日時と記載がある。

北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準において、保存期間を1年未満と定めており、相談者の氏名、住所、電話番号、相談内容等を所定の様式に複写した後、廃棄する。特定年月日Dまでに廃棄されるものである。特定年月日Cに開示することはできないはずである。

〈開示の経緯〉審査請求人が北海道管区行政評価局に特定年月日Eに電話で行政相談した事案について相談、処理及び回答の内容、年月日の分かる資料を開示請求した。

文書4 特定年月日B 相談対応票開示

- ・特定職員Aは、メールは開示文書ではない、送信時間も教えないと主張した。
- ・この時点で、文書1ないし文書3は存在していない。ねつ造の都度開示等した。

文書2 ねつ造し、特定年月日F特定文書番号B追加開示

文書1 ねつ造し、特定年月日C特定文書番号A追加開示

文書3（所定の様式に複写したもの）

ねつ造し、特定年月日F特定文書番号B追加開示

廃棄すべき資料で存在しないものを、新たにねつ造し、追加開示したことになる。

（参考）特定年月日G受け付けた行政苦情110番メール

文書4 特定年月日H 相談対応票開示

文書3 同日 所定の様式に複写したものの開示

文書1, 2は、所定の様式に複写後廃棄したので、開示していない。

今回改めて、特定年月日Aにインターネットで行政相談した事案を開示請求した文書1ないし文書4が開示された。文書1の様式が違っていた。

文書1は、メール受信ボックスから既に削除（廃棄）されているので、今回開示した文書は前回開示した紙ベースで保管しているもの（特定職員Aがねつ造したもの）を開示することになるので、同じ様式になる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年9月1日付けで、処分庁宛て、法に基づき、本件請求保有個人情報について開示請求があった。これを受けて、処分庁は、保有していない別紙の1の②を除き、同月28日付けで開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同年10月24日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求の概要

- (1) 審査請求人が開示請求を行った保有個人情報、本件請求保有個人情報である。
- (2) 処分庁が原処分において開示することとした保有個人情報は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4である。

3 審査請求の趣旨等

(1) 審査請求の趣旨

特定年月日Aに北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによる行政相談のメールの開示を求める。

(2) 審査請求の理由

特定年月日Aに北海道管区行政評価局が受信した審査請求人以外の者からのインターネットによる行政相談のメールが開示されたため。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

審査請求人は、原処分に基づき開示を受けた文書のうち、特定年月日Aに北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによる行政相談のメール（文書1）について、特定年月日C付け特定文書番号Aの開示決定に基づき開示を受けた行政相談のメールと相違しており、審査請求人以外の者からのものであると主張している。

しかしながら、両者は、送信日時及び添付ファイルの名称が一致しており、また、文書1の添付ファイル（文書2）には、審査請求人の氏名、住所、電話番号等の記録が確認できることから、文書1は、審査請求人からのものであると認められる。

なお、審査請求人は、本件審査請求書の「5 審査請求の理由」（上記第2の2（1））において、メールが共有ドライブの「北海道管区110番」又は「行政苦情110番」に保存されている旨を記載しているが、行政相談に係るメールは、一元的に組織のメール受信ボックスに保存されており、審査請求人が主張する「北海道管区110番」及び「行政苦情110番」は、電子メールアドレスの名称である。当該名称は、北海道管区行政評価局の職員各員が任意に設定しており、メールを印刷した際に表示されるものである。

また、「フラグ」については、北海道管区行政評価局の職員が文書1の誤った削除を防止するため、特定年度の当初に設定したものである。

(2) 結論

以上のとおり、処分庁においては、審査請求人の請求どおりに保有個人情報を開示していると認められることから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月8日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月13日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定した上で、これを開示し、別紙の1の②に該当する保有個人情報については、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、特定年月日Aに北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによる行政相談のメールに記録された保有個人情報の開示を求め、文書1はこれとは異なるものであるという趣旨の主張をしているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人が開示を求める特定年月日Aに北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによる行政相談のメールの特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、原処分において、本件請求保有個人情報のうち別紙の1の①に該当するものとして、北海道管区行政評価局が特定年月日A特定時刻に受信したメールである文書1を特定した。

イ 当該メールは、行政相談の申出人が総務省ウェブサイトの「インターネットによる行政相談受付」を利用して行政相談の申出を行った場合に、申出人が入力した居住地域が所在する都道府県の管区行政評価局、行政評価事務所等の行政相談業務用メールアドレス宛てに総務省サーバーから自動送信されるものであり、相談者が入力した氏名、住所、電話番号、相談内容等がCSVファイルで添付される。

ウ 本件において、文書1に添付された上記イのファイル（文書2）には、審査請求人の氏名等が記載されており、また、審査請求人からの行政相談内容を供覧した文書（文書3）には、審査請求人の氏名等と共に、文書1に記載されている送信日時と同じメール送信日時が記載されていることから、文書1は、審査請求人からのメールであり、特定に誤りはない。

エ なお、審査請求人は、特定年月日C付け特定文書番号Aに基づく別件の開示文書であるメール（以下「別件開示文書」という。）と文書1の記載の一部が相違していると主張しているが、指摘の相違は、別件開示文書を開示した後に、当該メールを受信したメールアドレスのアカウントの名称を「行政苦情110番」から「北海道管区110番」に変更したことと、当該メールの誤った削除を防止するためにフラグを設定したことによるものであり、両者は、送信日時及び添付ファイルの名称が一致していることから、同一のメールであり、いずれも審査請求人からのメールであることが確認できる。

(2) そこで、当審査会において、諮問書に添付された文書1ないし文書3及び別件開示文書（いずれも写し）を確認し、これらを対比して検討したところ、上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められないから、文書1に記録された保有個人情報、本件請求保有個人情報のうち別紙の1の①に該当するものと認められる。

その外、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の存在をうかがわせるような事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない（なお、審査請求人は、意見書において文書2及び文書3についてもねつ造されたものである旨主張しているが、この点については審査請求書において言及しておらず、これらについては判断しない。）。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求保有個人情報

「審査請求人が北海道管区行政評価局に特定年月日 A に行政相談した事案について、①審査請求人が総務省のホームページからインターネットにより北海道管区行政評価局に申し出た内容と同局が相談を受信した日時が分かる文書、②特定年月日 I に北海道管区行政評価局の特定職員 B が審査請求人に貸金庫規定（ひな形）が掲載されていることを参考までに知らせた文書、③当該事案の処理状況が分かる相談対応票」に記録された保有個人情報

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書 1 特定年月日 A に北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによる行政相談のメール

文書 2 当該メールに添付された審査請求人からの相談内容が記載された文書

文書 3 審査請求人からの相談内容を供覧した文書

文書 4 当該事案の処理状況が分かる相談対応票